社会福祉法人鎌ケ谷市社会福祉協議会広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により新たな財源を確保するために、社会福祉法人鎌ケ谷市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が発行する印刷物を広告媒体として有効に活用し、広告掲載に必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

- 第2条 掲載する広告は、本会の品位を落とさぬよう広告を掲載しようとする者(以下、「広告主」という。)の事業の適正に留意し、地域社会及び地域経済の発展に資する ため、次の事項を基本原則とする。
 - (1) 公正で真実なものであること。
 - (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること。
 - (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
 - (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
 - (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告掲載の優先順位)

- 第3条 優先順位は、本会事業への貢献の高いものを優先し、その他の順位は次のとおりとする。
 - (1) 市内に本社、支店、営業所等を有する企業、市内に店舗を有する事業者等、又 は商店街、専門店等の連合体。
 - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人並びに公社、公益法人及びこれらに類するもの。
 - (3) 市外に本社、支店、営業所等を有する企業、市外に店舗を有する事業者等、又は商店街、専門店街の連合体。
 - (4) その他会長が適当と認めたもの。

(掲載しない広告)

- 第4条 掲載しない広告は、その内容が第2条に規定する基本原則に反するものの他、 次に掲げるものとする。
 - (1) スポンサーの代表者等の写真。
 - (2) 意見広告に関するもの。
 - (3) 選挙関係に関するもの。
 - (4) 政党、政治団体、宗教に関するもの。
 - (5) 個人、法人の名刺広告。
 - (6) 貸金等のまちの金融に関するもの。
 - (7) 商品穀物取引、又はこれに類するもの。
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業広告。

- (9) 不動産物件に関するものと、宅地建物取引業法及び建築基準法による登録なされていない業者のもの。
- (10) その他これらに属さないもので、会長がふさわしくないと認めたもの。 (広告掲載料)
- 第5条 広告掲載料は、掲載する刊行物等の種類により別表1に定めるものとする。 (広告掲載料の支払い)
- 第6条 広告主は、掲載料を指定する期日までに一括前納しなければならない。ただし、 会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の不環付)

第7条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により、 広告の掲載ができない場合はこの限りではない。

(広告掲載の位置)

第8条 広告を掲載する位置は、会長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間等)

- 第9条 広告掲載期間は、掲載する刊行物等種類によりその都度定めるものとする。 (広告掲載の承諾等)
- 第10条 広告主は、別紙様式1「鎌ケ谷市社会福祉協議会刊行物等広告掲載申込書」 をあらかじめ会長に提出し、掲載しようとする広告内容の承認を受けなければならない。なお、掲載期間内における内容等の変更は受けないこととする。
- 2 広告掲載件数が募集枠を超えた場合には、掲載する広告を第3条の優先順位に基づき、抽選により決定するものとする。

(広告掲載の取り消し)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。
 - (1) 掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
 - (2) 別紙様式1「鎌ケ谷市社会福祉協議会刊行物等広告掲載申込書」を指定期日までに提出しなかったとき。
 - (3) その他会長が、本会事業推進上支障をきたす恐れがあるため、掲載を取り消す 必要があると認めたとき。

(広告主の責任)

第12条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

別表1

(広告掲載料)

種類	掲 載 料
鎌ケ谷社協だより	1コマ 10,000円